

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年3月30日 07時30分ごろ
発生場所	静岡県静岡市由比漁港南方沖 由比港南防波堤灯台から真方位197° 1.49海里付近 （概位 北緯35° 04.6′ 東経138° 33.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート朝波は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年4月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 朝波、5トン未満（長さ約2.56m） 242-30968静岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力4.4kW、回転数毎分 5,250、1気筒、ボア60.4mm、使用燃料ガソリン、平成26 年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で由比漁港南南東方沖において船外機を停止して漂流中、潮に流されたので元の釣り場に戻ろうと船外機の始動を試みたが始動できず、運航不能となった。 本船は、船長が118番通報し、来援した巡視艇にえい航され、棧橋に着岸した。 船外機は、本インシデント後、機関修理業者の開放点検により、キャブレターにほこり等が詰まり、燃料が供給できなくなっていたことが判明した。 船外機の取扱説明書によれば、キャブレターは運転時間100時間又は6か月毎に点検をすることが推奨されていた。 本船は、新品の船外機を本インシデントの約4年前に購入して月に2回程度出航していたが、令和元年9月以来、キャブレターの定期的な点検が実施されていなかった。
分析	本船は、キャブレターの定期点検が約1年6か月以上実施されていない中、船外機を停止して漂流中、キャブレターにほこり等が詰まったことから、燃料が供給できなくなって船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、キャブレターの定期点検が約1年6か月以上実施されていない中、船外機を停止して漂泊中、キャブレターにほこり等が詰まったため、燃料が供給できなくなって船外機が始動できなくなったことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船舶所有者は、船外機の取扱説明書に推奨された期間ごとに機関修理業者、販売店の整備担当者等によるキャブレターの点検を行うことが望ましい。</li></ul>